

平成 18 年 6 月 23 日  
京 都 市

## 木屋町界隈における取組

### 1 木屋町界隈の概要について

#### (1) 特性

木屋町界隈は、北は三条通、南は四条通、東は鴨川、西は寺町通に囲まれた京都を代表する繁華街としての賑わいと、高瀬川の水面に桜や柳の並木を映し出す風情ある、正に歴史都市・京都を代表する繁華街の一つである。【写真①，②】

歴史的には角倉了以の高瀬川開削による水運の発達と共に、材木、木屋、米屋などの商家が発展し、付近には花町・先斗町が出現した。また、幕末維新の舞台となり、池田屋跡、海援隊屯所跡、土佐藩屋敷跡など数多くの史跡が残され、歴史的に価値の高い場所である。

#### (2) 顕在している課題

大学生やサラリーマン等が気安に楽しめる街であったが、平成 5 年 3 月に木屋町通沿いの立誠小学校が廃校になったことに伴い、新たな風俗店の出店が可能となり、更には、悪質な客引き、無許可風俗営業が増加し、ピンクビラなど違法な張り紙が貼られるなど、まちの治安は低下することとなった。

また、路上置き看板、放置自転車やバイクなどの増加により、散乱ゴミや不法投棄の増加により、まちの景観は著しく悪化することとなった。【写真③～⑦】

### 2 地域の活動

諸問題の解決に向け地域では、平成 14 年度から行政や警察との協議の場を設け、地域主体の様々な対応の検討や対策を実施してきた。その結果、一定の改善を図ることができた。今後は、更に課題の解決に取り組みながら、地域で共有できるまちの将来像を策定し、魅力あるまちづくりを目指している。

#### (1) 治安対策

「木屋町地域安全対策委員会」を設置し、防犯灯を増設するとともに、警察、NPO 団体、行政とともに夜間パトロールを毎月一回実施している。(平成 18 年度から毎月 2 回実施) 【写真⑧】

(2) ごみの不法投棄対策、高瀬川清掃

平成 14 年 7 月に「木屋町界隈のゴミの不法投棄を考える会」を設置し、啓発チラシの配布や啓発看板を設置している。平成 15 年度には、特に悪質な不法投棄対策として、昼夜連続の監視を行った。

また、地元自治連合会が高瀬川の清掃活動を実施している。【写真⑨】

(3) 違法立て看板対策

平成 15 年 3 月に「違法立て看板についての検討会議」を立ち上げ、設置者に対し、啓発ビラを配布し撤去を促すとともに、実態調査の実施や市民を対象にした看板を考えるシンポジウム等を開催した。(平成 16 年 3 月まで 5 回開催)

(4) 「立誠まちづくり委員会」を設立

平成 16 年度に、自治連合会を母体とした「立誠まちづくり委員会」を設立し、平成 17 年度には国土交通省都市・地域整備局の都市再生モデル調査として駐輪調査、シンポジウムなどを実施するなど、安全・安心、地域の繁栄、住みよい環境など理想的なまち将来像の策定に向けた取組を行っている。【写真⑩～⑫】

### 3 京都市の主な取組

本市においても、諸問題を解決するため地元の活動を支援し、啓発・指導の強化や自転車等駐輪場の設置など様々な取組を行っており、一定の効果をあげることができたが解消にまで至っていない。今後は、地域で検討されているまちの将来像の実現に対する支援や対策の強化・充実を図っていく。

(1) 「美しいまちづくり重点地区」の位置付け

平成 15 年度に、市内有数の繁華街・観光スポットである木屋町界隈を「美しいまちづくり重点地区」に位置付け、散乱ゴミ、不法投棄、違法駐車、放置自転車や違反広告物等の一掃を目指し、総合的な取組を進めることとした。

(2) 「京(みやこ)・華やぎ隊」の創設

木屋町界隈を含む都心部において、誰もがまちの美しさを実感できる取組として、平成 16 年 4 月、「京(みやこ)・華やぎ隊」を創設し、散乱ごみの収集、違法張り紙の除却、路上置き看板や放置自転車への啓発等を行っている。

(3) 屋外広告物対策強化モデル地域の設定

木屋町界隈を「屋外広告物対策強化モデル地域」と位置づけ、平成 18 年度から屋外広告物の違反对策として、罰則の適用や行政代執行をも視野に入れた徹底的な違反指導により違反状況の解消を目指すとともに、優良な屋外広告物の誘導を図る。

#### (4) 放置自転車対策

地元の強い要望を受け、既設の自動車専用駐車を廃止し、バイク、自転車等の駐輪場を新設し、さらに、土曜日撤去や夜間撤去を実施することにより、放置自転車等の解消に向けた効果を挙げることができた。

しかしながら、平成 18 年 5 月に実施した、都心部での放置自転車実態調査により、都心部における自転車の利用ニーズが高いことから、平成 18 年秋頃を目途に「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」を策定する。

#### (5) 元立誠小学校の第二教育施設への位置付け

平成 17 年 4 月に、近隣小学校のクラブ活動に使用するため元立誠小学校を第二教育施設に位置付けた。その結果として、新規の風俗店出店が規制されることとなった。

### 4 京都府警察本部・京都府の取組

#### (1) 風俗営業に対する規制

平成 8 年に京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例を改正したことにより、風俗店の出店が規制されている。

また、平成 18 年から客の誘引行為・客引き行為の禁止などの規制強化を図るため、「京都府迷惑行為防止条例」を改正した。

#### (2) 治安対策

京都府警本部では、平成 17 年 11 月に、元立誠小学校に「祇園・木屋町特別警察隊」や「移動交番」を配置し、悪質な客引きやビラ貼り等の違法行為の取締りを強化した。その結果、治安は改善の方向にある。



【写真①】高瀬川の風景



【写真②】高瀬川桜まつり川床



【写真③】歩道上の看板



【写真④】車道にはみ出した看板



【写真⑤】木屋町通のネオン看板



【写真⑥】違法駐輪





【写真⑦】違法駐輪



【写真⑧】夜間パトロール



【写真⑨】高瀬川の清掃



【写真⑩】駐輪調査



【写真⑪】まなびや 2005 シンポジウム



【写真⑫】公開討論会